

## **指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程**

### **(事業の目的)**

第1条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、心身機能の回復又は維持、日常生活上の自立を助ける事を目的とし、リハビリ、機能向上レクリエーションを通じ（やすらぎ）と（ふれあい）を提供し個人の『自信回復』と『生活の明るさを取り戻す』ことで社会生活への参加を目的とする。（※リハビリテーションは心身機能・活動・参加等の生活機能の維持・向上を図るものではなければならないことに基づいて実施していく。）

### **(運営の方針)**

第2条 事業所の従業者は、要支援者・要介護者等の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を助ける事を目的とした理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 1 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### **(事業所の名称等)**

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 リハビリテーションセンターおおた
- 2 所在地 糸島市浦志2丁目21番20号

### **(職員の職種、員数、及び職務内容)**

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1名  
利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境を踏まえ、従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下、「通所リハビリテーション計画」という。）を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるように利用者の健康状態を把握する。
- 3 理学療法士・作業療法士（管理者と兼務）  
(利用者が100人又はその端数を増すごとに1人とする。)  
医師と連携して前号の通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法、作業療法その必要なリハビリテーションを行う
- 4 看護職員及び介護職員  
(単位ごとに利用者の数が10人までは1人、10人を超える場合は10：1以上とする)

### **(営業日及び営業時間)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等やむ得ない事情が生じた場合は利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日 月曜日から土曜日まで  
ただし、夏季（8月14日から8月15日）年末年始（12月31日から1月3日）及び国民の休日は除く
- 2 営業時間 営業時間は8時30分から17時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 （前号の時間から送迎に要する時間を除く時間）  
午前10時から午後4時30分まで

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、  
1日につき 25名(1単位)とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 1 実施する内容は次のとおりとする。

- ① 6時間以上7時間未満通常規模
- ② 居宅と通所リハビリテーション間の送迎
- ③ 管理栄養師による食事提供
- ④ 入浴サービスの提供

2 医学的管理のもとで要支援者、要介護者に対する心身の機能の回復の為、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ① ADLの維持・向上
- ② QOLの維持・向上
- ③ 寝たきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 治療用ゲーム、園芸、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に基づいてその1割・2割・3割の額とする。ただし、食費は利用者負担とする。

2 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り実費徴収する。

3 利用者から上記の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。

4 利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金2ヶ月間滞納した場合事業者は契約を解除する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、糸島市、福岡市西区(泉～北原、西の浦付近)の地域とし、実施地域外は行わないものとする。

#### (衛生管理等について)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他設備について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。

1 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 在宅中及び送迎等において利用者の心身の状況等に変化がみられた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
- 2 疽癬・結核・MRSA等の感染症のある場合は、他の利用者に感染する事を防止する為、治療に専念し、利用はできないものとする。
- 3 利用者等は事業所が提供するサービスを利用するにあたって、他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎まなければならない。

#### (緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、看護職員等が必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに、適切な処置を行うこととする。

- 1 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等、管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 2 事業所は、前項の緊急事態時の状況及び、その際にとった処置について記録するものとする。

#### (非常災害対策)

第13条 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。

- 1 従業者は消火器、消火栓等の消防設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
- 2 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 3 消防法第8条に規定する防火管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練（年2回実施）等の消防業務を行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待防止するための定期的な研修の実施（年に1回）
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### (ハラスメント防止に関する事項)

第15条 利用者に対してもいかなる場合において暴力・ハラスメント行ってはならない。また、職員が利用者等による暴力・ハラスメントで傷つくことがあってはならない。

事業所は、暴力・ハラスメント発生またはその再発を防止するため必要な措置を講ずる。

- 1 ハラスメント防止の為の指針の整備
- 2 ハラスメント防止対策について、利用者等に契約時説明を行う
- 3 ハラスメント防止対策として、定期的な研修の実施（年に1回）
- 4 ハラスメントに対して相談できる窓口として担当者の設置、相談書及び報告書作成

#### (業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（以下『業務継続計画』という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

2 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項にきていくする政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けることとし、これに係る業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 1 従業者は、業務上知り得た要支援者・要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者であったものに業務上知り得た要支援者・要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するための措置を講ずるものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規定は、平成19年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年2月1日から施行する。